

よくある質問（就職準備金貸付）

質問内容	回答
Q 1 正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。	週 20 時間以上勤務している人が対象となりますので、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
Q 2 週 20 時間以上とはどういうことですか。	<p>休暇等を含めて、年間の勤務自体が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。例えば、5 時間勤務であれば 4 日以上、4 時間勤務なら 5 日以上など、月の出勤日数や 1 日の労働時間数に制限がありませんが、実態として週 20 時間以上が確保されていることが必要です。また、雇用保険に加入していることが必要です。(Q22 参照)</p> <p>※雇用保険は、週 20 時間以上働く場合に必ず事業主（勤務先）が加入手続きをしなければいけないもので、退職した際に失業給付を受けられるための制度です。</p>
Q 3 就職してから 4 か月以内に申請とは、どういうことですか。	<p>雇用契約書または就職・復職証明書に証明されている勤務開始日を起算日として 4 か月以内ということですが、</p> <p>(例) 雇用契約書に 4 月 15 日から 3 月 31 日と雇用期間の記載がある場合は、4 月 15 日が起算日とし、8 月 14 日までに申請ください。</p>
Q 4 保育士として就労を初めてから 6 か月が経過しました。制度のことを就職してから知ったのですが、今からでも申し込めますか。	申請期限（4 ヶ月以内）を過ぎていたため、申込みは受け付けられません。
Q 5 就職先の企業主導型保育所が対象になるかどのようにしたら分かりますか。	<p>公益社団法人児童育成協会のホームページ (https://www.kigyounaihoiku.jp/) に助成決定一覧が掲載されています。掲載されていない施設につきましては、各施設の施設長等にご自身で確認を取ってください。確認が取れない場合は申請いただけませんので、ご注意ください。</p>
Q 6 保育料の一部貸付と就職準備金は同時に申請できますか。	双方の貸付けの条件を満たしていれば、同時に申請可能です。ただし、期日内に申請してください。
Q 7 勤務開始当初は、業務に慣れるために週 20 時間勤務できませんでしたが、3 か月経ち勤務に慣れてきたので週 20 時間以上勤務できるようになった場合申請できますか。	就職開始日から週に 20 時間以上勤務してもらうことが、貸付の申請条件となっているため、年度途中で条件を満たしたからといって申請はできません。
Q 8 保育士証が旧姓のままですが申請できますか。	<p>保育士証が旧姓のままではご本人であることの確認ができません。速やかに保育士登録事務処理センター（03-3262-1080）へ氏名変更の手続きをしてください。ただし、変更時に時間を要するため申込締切日までに間に合わない場合は、変更手続き用紙の写しと旧姓の保育士証の写しを提出してください。新しい保育士証が届きましたら速やかに写しを提出してください。</p>
Q 9 就職準備金ではどのようなものの購入が認められますか。	<p>就職に必要な被服費、参考書、文房具、健康診断に係る費用、通勤に必要な自転車、雨具、バイク、タイヤ、復職に伴い研修へ参加した参加費、お子さんを保育園等に預ける場合の布団や着替え、就職のために県外から引っ越しした際の引っ越し費用、パソコン、プリンター、電子ピアノなどが認められています。</p> <p>(今まで認められていないもの例)</p> <p>家具、家電製品（食洗機や掃除機、DVD プレーヤー等）、近隣での引っ越しに伴う引っ越し費用（敷金・礼金等）、携帯電話、高級ブランドのバッグや靴、時計等、化粧品、メガネ、下着、コンタクトレンズ、申請者や</p>

	子ども以外の衣類や靴、葉等
Q10 いつからいつまでに購入したものが対象ですか。	就職月及び前月に購入した物の領収書が対象です。 (例) 令和2年5月1日に就職日が決定した場合、4月1日～5月31日に購入したものが対象になります。
Q11 領収書の宛名はどうしたらいいですか。	申請者(ご本人)のお名前を記入してもらってください。
Q12 細々したものをたくさん買ったのですが、領収書の但し書きは全て記入してもらわないといけないですか。	その場合は、明細書(レシート)の提出で構いません。領収書の場合は、ジャージやTシャツを購入したならば、衣類6点。はさみやのりを購入したなら、文房具10点とまとめて記入してください。ただし、明細書等の内容によっては、購入した物の写真を提出してもらうことがあります。
Q13 インターネットで購入したものは対象になりますか。	Amazon、楽天市場等に出店している法人格を持つ会社から購入した場合は対象となりますが、個人売買(メルカリ、ヤフーオークション等)で購入された物は対象外です。
Q14 インターネットで購入した場合は、領収書が出ませんがどうしたらいいですか。	納品書に申請者のお名前、商品名、金額が記載されていたら、納品書の提出で結構です。
Q15 支払いは現金でないといけませんか。	クレジットカードのお支払いでも申請可能です。
Q16 貸付金の振込先を申請者以外にしたいのですが、可能ですか。	貸付金の振込先は、申請者(ご本人)の口座とさせていただきます。口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただき、手続きを行ってください。 なお、イオン銀行やセブン銀行等実店舗のない銀行口座は取扱いできません。
Q17 借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。	郵便局の窓口や、コンビニエンスストアで購入できます。コンビニエンスストアで200円の収入印紙しか取扱いがない店舗の場合は、200円の収入印紙を複数枚購入するなどして対応してください。
Q18 就職準備金貸付に申請した物の引き落としがあるのですが振込時期を早めてもらうことはできますか。	申し訳ございませんが、振込時期に関する相談は受けかねます。ご自身のお支払いできる範囲で購入し、申請いただきますようお願いいたします。
Q19 貸付期間中に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。	この貸付制度は原則として、就職または復帰後2年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 万が一、産休・育児休業を取得することになった場合、休職している期間は返還を猶予することが可能です。所定の書類を提出していただく必要がありますので、兵庫県保育協会へご連絡ください。復帰後、継続して働き、休職前と併せて2年間働くと貸付金の返還は免除になります。ただし、産休・育児休業期間は業務従事期間に含まれません。 また、雇用条件の変更により、就業時間が週20時間以上満たせない場合は、全額返還となります。
Q20 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。	転職は可能です。ただし、貸付要件を満たし、引き続き2年間保育士としての業務に従事する必要がありますので、1か月以内に貸付対象となる別の保育所等に転職していることが条件となります。(貸付対象外の保育所等に転職した場合は、全額返還していただく必要があります。)
Q21 貸付を受けた後に、1年3ヶ月働いて自己都合で就業先を退職しました。その後保育士としては就業していません。その場合は、貸付を受けたお金は返還しなければいけませんか。	全額免除になる条件は、2年間継続して保育士としての業務に従事することですので、2年の期間を全うせずに退職した場合は、貸し付けている全額を返還していただく必要があります。

	<p>なお、退職したことを兵庫県保育協会へ報告していない場合や、必要書類を提出していない場合は、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収いたします。</p>
<p>Q22 週 20 時間以上勤務できていない場合はどうなりますか。</p>	<p>園のシフトの都合や、お子様の急病等で1か月程度週に20時間以上（月80時間以上）を満たしていない場合は、業務従事期間としてみなしますが、連続して何ヶ月にも渡り週20時間以上（月80時間以上）を満たしていない場合には、貸付対象者の要件には当てはまりませんので、審査会で審査を行い、場合によっては全額返還していただくこととなります。</p>
<p>Q23 申請時は週 20 時間以上で雇用契約を結んでいましたが、2年目更新した際に週 20 時間以上の勤務が出来なくなった場合はどうなりますか。</p>	<p>この貸付制度は、継続して2年間、週 20 時間以上勤務してもらうことを要件としていますので、雇用契約を更新した段階で要件を満たさなくなった場合は、全額返還してもらうこととなります。</p>
<p>Q24 3月31日に退職し、翌日の4月1日に別の園に就職した場合は、申請できますか。</p>	<p>はい、国の要綱の改正（令和元年6月20日）により、「離職して1年以上」という文言が削除されたので、離職し、すぐに別の施設へ就業した場合でも申請が可能です。ただし、一人1回までです。（同一法人内での勤務先変更は対象になりません。）</p>
<p>Q25 3月に養成校を卒業し、4月から初めて保育士として社会人として就業することになった場合は申請できますか。</p>	<p>潜在保育士を対象とした貸付であり、新社会人（新卒者）向けの貸付ではないため、申請できません。</p>
<p>Q26 就職準備金の購入品で、例えば衣類に枚数制限はありますか。</p>	<p>枚数の制限は行っていませんが、常識の範囲内での購入をお願いします。</p>
<p>Q27 申請が通らなかつたらどうなりますか。</p>	<p>申請が通らなかつた場合は貸付できませんので、購入した物は、全てご自身で支払っていただくことになります。</p>
<p>Q28 以前就業していた施設で、就職準備金貸付を受けましたが、別の園で就業したのでまた申請できますか。</p>	<p>就職準備金貸付は、一人1回限りの貸付ですので、一度貸付を受けた方が何度も申請できるものではありません。</p>
<p>Q29 一つの店舗で普段使用する物（貸付の申請には挙げない物）と申請に挙げる物を購入した場合、レシートは同じものではだめですか。</p>	<p>はい。消費税の計算等で申請額と合わない場合がありますので、お手数ですが貸付申請用と分けて清算してください。</p>